

会社をやめたときに忘れがち

? 届け出が必要なときは?

つぎのようなときに、届け出が必要です。かならず**14日以内**に市区町村担当窓口へ届け出をしましょう。

① 国保に加入するとき

	もっていくもの
他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印かん
他の健康保険などを脱退したとき	健保の離脱証明書、印かん
生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書

② 国保を脱退するとき

	もっていくもの
他の市区町村へ転出するとき	保険証、印かん
他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証、印かん
生活保護をうけはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証

③ その他、つぎのようなとき

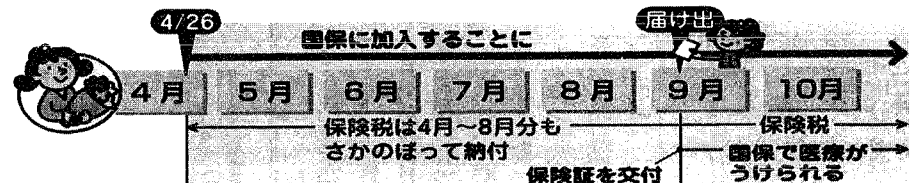
	もっていくもの
退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印かん
住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証、印かん
保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、印かん
修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、保険証、印かん
長期出張などで別個の保険証が必要とき	保険証、印かん

届け出が遅れると!

届け出の遅れは、思わぬトラブルをまねくことがあります。

●加入の届け出が遅れると...

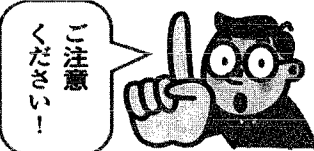
たとえば、4月25日に会社をやめた場合は、やめた翌日(4月26日)から国保に加入することになり、4月分から保険税を納める義務が生じます。



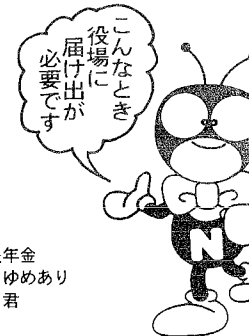
もし届け出が遅れて、9月に国保へ届け出た場合でも、加入する資格ができた月(4月)の分までさかのぼって、保険税を納めることになります。

●脱退の届け出が遅れると...

新たに加入した健康保険などと国保に、保険税(料)を二重に納めることになります。また、うっかり国保の保険証を使って診療をうけてしまった場合は、国保から支払われた医療費を、あとで返してもらふことになります。



ゆめあり通信



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり)君

春は異動の季節です

確実な届出はあなたの老後を守ります

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。職業などにより3つの種別に分けられ、本人や配偶者の就職・転職・退職などにより種別が変わります。種別が変わった場合は、そのつど、役場に届出をしなければなりません。あなたの大切な年金です。忙しくても届出は忘れずに!

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ●日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農林漁業者・自営業者・学生など及びその配偶者 ●国民年金の保険料は個人で納めます。経済的に納めることが困難な人のために保険料免除制度があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金・共済組合に加入している会社員、公務員など ●国民年金の保険料は加入している制度がまとめて負担するので、個人で納める必要はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 ●国民年金の保険料は配偶者(第2号被保険者)の加入している制度がまとめて負担するので、個人で納める必要はありません。

20歳になったとき	就職したとき	退職したとき	結婚、本人の退職、配偶者の就職などにより、配偶者に扶養されるようになったとき
<p>第1号被保険者</p> <p>学生や無職の人なども20歳から加入し、保険料を納めます。厚生年金や共済組合に加入しているときは届出の必要はありません。</p> <p>届出に必要なもの</p> <p>印鑑、20歳前に第2号被保険者になったことのある人は年金手帳</p>	<p>就職したとき</p> <p>就職し、厚生年金や共済組合の加入者となったとき。</p> <p>第1・第3号被保険者↓</p> <p>第2号被保険者</p> <p>印鑑、年金手帳、健康保険証など</p>	<p>退職したとき</p> <p>退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき。</p> <p>第2号被保険者↓</p> <p>第1号被保険者</p> <p>印鑑、年金手帳など</p>	<p>配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき</p> <p>一定額以上の収入を得るようになり配偶者に扶養されなくなったときや、離婚したとき。</p> <p>第3号被保険者↓</p> <p>第1号被保険者</p> <p>印鑑、年金手帳など</p> <p>配偶者(第2号被保険者)が退職したとき</p> <p>配偶者が退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき。</p> <p>第3号被保険者↓</p> <p>第1号被保険者</p> <p>印鑑、年金手帳など</p>

保険料の納め忘れはありませんか?

平成13年度分の保険料は、平成14年4月末日を過ぎると、役場から発行されたお手持ちの納付書では納めることができなくなります。納め忘れの保険料は、早めに納めましょう。

前納制度を利用しましょう

保険料を前納すると、年4%(複利現価法)の割引が受けられます。現在の預貯金金利を考えますと、大変お得な制度と言えます。納め忘れもなく、お得な前納制度を是非ご利用下さい。